

千葉市公告第695号

千葉市勤労市民プラザの指定管理者の募集

千葉市勤労市民プラザ設置管理条例（平成3年千葉市条例第14号）第14条第1項の規定により、千葉市勤労市民プラザの指定管理者を次のとおり公募しますので、千葉市勤労市民プラザ管理規則（平成3年千葉市規則第39号）第15条の規定により公告します。

令和5年 8月 7日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地
 - (1) 千葉市長沼原勤労市民プラザ 千葉市稲毛区長沼原町304番地1
 - (2) 千葉市幕張勤労市民プラザ 千葉市美浜区若葉3丁目1番地8
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
千葉市勤労市民プラザ設置管理条例、千葉市勤労市民プラザ管理規則に定めるもののほか、市長が別に定めるところによる。
- 3 指定管理者に施設の管理を行わせる期間（指定期間）
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定申請に必要な書類の内容
 - (1) 千葉市長沼原・幕張勤労市民プラザ指定管理者指定申請書
 - (2) 指定期間に属する各年度における勤労市民プラザの管理に関する事業計画書及び収支予算書
 - (3) 指定申請の日に属する事業年度の前3事業年度における計算書類。
ただし、成立の日から3事業年度を経過していない場合は、成立後すべての計算書類及びその成立の日における貸借対照表又は財産目録。
 - (4) 定款、規約、組合契約書（有限責任事業組合の場合）その他これらに類する書類及び設立に登記を要する法人等にあつては、登記事項証明書
 - (5) 役員（代表者又は管理者の定めがある場合の代表者又は管理人を含みます。）の名簿
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（募集要項参照のこと。）
- 5 指定申請を受け付ける期間及び指定申請関係書類の提出先
 - (1) 指定申請を受け付ける期間
 - ア 期間 令和5年9月11日から令和5年9月15日の開庁日
 - イ 時間 開庁時間
 - (2) 指定申請関係書類の提出方法、提出先
 - ア 提出方法 持参、又は郵送による。
 - イ 提出先 千葉市中央区千葉港1番1号千葉市役所高層棟7階
千葉市経済農政局経済部雇用推進課
- 6 前各項に規定するもののほか、詳細は、募集要項等による。
- 7 募集要項等の配布方法
千葉市ホームページ上で配布する。
アドレスは、
http://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/koyosuishin/r6-10kinpura_bosyuu.html
- 8 問合せ先
千葉市経済農政局経済部雇用推進課 電話 043-245-5278